

改正薬事法の対応に関するお知らせ

2005年5月

2005年4月1日より改正薬事法が全面施行され、それに伴う対応に関しましてお知らせいたします。製造および流通に係る猶予期間がそれぞれ1年および2年と設定されており、しばらくは未対応製品が市場に流通いたしますので、何かとご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

[区分について]

弊社が販売しております医療用医薬品は、平成17年2月10日付厚生労働省告示第24号における処方せん医薬品には該当せず、すべて処方せん医薬品以外の医療用医薬品となります。

平成17年3月30日付薬食発第0330016号医薬食品局長通知「処方せん医薬品等の取扱いについて」にて記載されております内容をご確認の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

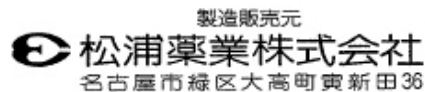
[表示の変更について]

承認・許可制度の見直しにより、製造販売承認制度へ変更されました。これに伴い、「製造発売元」および「製造元」は「製造販売元」に変更になります。また、添付文書および容器・包装に記載しております住所を、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地(名古屋市緑区大高町寅新田36)に変更いたします。

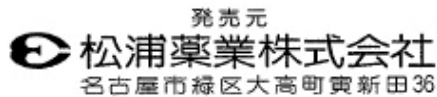
(現行)



(新)



他社導入品に関しましては、以下のように変更いたします。



製造販売元

株式会社

総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地